

有料職業紹介事業 返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の照会により採用決定者（休職者）が入社後、休職者の責めに帰すべき事由により退職に至った場合は、授業した紹介手数料の一部を、以下の期間及び割合にて求人者へ返金を行います。

【入社後 30 日以内の退職】	紹介手数料	100%
【入社後 60 日以内の退職】	紹介手数料	70%
【入社後 90 日以内の退職】	紹介手数料	50%

但し、求人者への対応が各種法令に違反し、それを理由に退職に至った場合は紹介手数料の返金はいません。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することになった場合についてはこの返戻金制度は適用しません。